

お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社  
2010年11月**EU(欧州連合)24時間ルールに関するご案内**

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。  
さて、2011年1月1日より実施される EU 加盟国による貨物情報事前申告制度(EU24時間ルール)について、以下の通りご案内させていただきます。

## [概要]

EU 加盟国以外の港で船積みされた貨物について、ENS(Entry Summary Declaration)情報を、EU 加盟国で最初に寄港する港の税関へ申告することが義務付けられます。荷主様の情報をもとに船会社がデータを送信いたしますので、必要な情報を正確にご記載いただきますようお願いいたします。また、CY CUT 日が前倒しとなる可能性もあります。十分ご注意ください。

## [対象貨物]

- (1) EU 加盟国向けに輸送される貨物
- (2) EU 加盟国以外に輸送されるが、EU 加盟国の港で陸揚げされる貨物
- (3) EU 加盟国以外に輸送されるが、EU 加盟国の港で別の本船に接続される貨物
- (4) EU 加盟国以外に輸送されるが、EU 加盟国の港に寄港する本船上にある貨物

## [必須記載事項]

- (1) 荷送人(名称・所在地・〒) (Shipper(Name/Address/ZIPCODE))
- (2) 荷受人(名称・所在地・〒) (Consignee(Name/Address/ZIPCODE))
- (3) 貨物到着通知先 (名称・所在地・〒) (Notify Party (Name/Address/ZIPCODE))
- (4) 積地 (Loading Port Name)
- (5) 品目名 (Goods descriptions) ←具体的な品名が必要
- (6) 荷姿 (Type of Package)
- (7) 荷姿ごとの個数 (Number of Package)
- (8) 荷印 (Case Marks)
- (9) コンテナ番号(Container Number)
- (10) HSコード(4桁以上) (HS Code)
- (11) 総重量 (Gross weight)
- (12) 国連危険コード (UNDG Code) ←危険品の場合のみ
- (13) コンテナシール番号 (Container Seal Number)

## [申告期限]

EU 加盟国に寄港する本船に船積みされる 24 時間前

[開始予定日] 2011年1月1日

## [ENS 送信費用]

データ送信開始にともない、船社より新たに「ENS Filing Charge」が適用されます。  
また、送信後の訂正には「ENS Amendment Charge」が必要となります。(金額は使用船社に準じます。)

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までご連絡ください。

敬具